

横浜港におけるヒアリの確認について

令和7年6月24日（火）に横浜港の山下ふ頭の荷さばき地で発見されたアリについて、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物(※)であるヒアリと確認されました。

発見されたアリは直ちに殺虫処理が行われ、確認場所周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置しています。横浜市は、環境省が実施する調査及び防除に引き続き協力します。

なお、当該アリが確認された場所は、山下ふ頭の荷さばき地内であり、一般の方は立ち入ることができないエリアです。また、本件に関して人的被害の報告はありません。

※「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物のうち、検査、防除等の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要がある生物。

1 経緯

6/18(水) 中国の廈門港から当該コンテナを積載した船舶が出港。

6/22(日) 東京港大井ふ頭に入港。

6/23(月) 東京港を出港。

同日、横浜港本牧ふ頭に入港。

6/24(火) 横浜港本牧ふ頭でコンテナを陸揚げし、コンテナヤード内に一時保管。

同日、山下ふ頭の荷さばき地に搬入。

事業者がコンテナを開封し、積荷を降ろしたところ、コンテナの奥に多数のアリを確認。また、積荷の下部に敷いていた段ボール片に、アリの成虫とともに卵・幼虫及びサナギが付着していることを確認。コンテナ内の個体及びコンテナ外の段ボール片に付着した個体を殺虫処理。コンテナを封鎖したのち、周囲を確認したところ、コンテナ奥の直下からアリが漏れ出していたため、殺虫処理。その後、ヒアリ相談ダイヤルに連絡。

6/25(水) 環境省職員が現地の確認調査を実施したところ、コンテナ内部に多数のアリの死骸を確認。また、少数の生きた働きアリを確認したため、追加の殺虫処理を行うとともに、コンテナ内部とコンテナ周辺、積荷の周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置。環境省が専門家に同定を依頼。

同日、環境省から依頼を受けた専門家が、当該アリについてヒアリであることを確認。

6/27(金) 本市から地元関係団体、関係事業者等に注意喚起。

2 今回確認されたアリについて

確認されたアリは、ヒアリの働きアリ約2,000個体、女王アリ約100個体、雄アリ約50個体、卵・幼虫及びサナギ計約500個です。

3 今後の対応

横浜市は、環境省が実施する調査及び防除について、引き続き協力します。

4 事業者の皆様へ

(1) 注意点について

- ・ヒアリを刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（アリを踏もうとしたり、巣を壊したり等）せず、横浜市や環境省関東地方環境事務所へお伝えください。

(2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30 分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください。
- ・受診の際は、「アリに刺されたこと」「ヒアリの毒に対してアレルギーを持つ人の場合、アナフィラキシーの可能性があること」を伝えてください。

(図) 今回ヒアリが発見された場所



出典「地理院地図」

(写真) 今回確認されたヒアリ（環境省 提供）



働きアリ（体長：2.5～6mm程度）

お問合せ先			
(ヒアリに関すること)	みどり環境局環境活動事業課長	森山 晴美	Tel 045-671-3830
(ヒアリの簡易判断に関すること)	みどり環境局環境科学研究所長	高須 豊	Tel 045-453-2550
(港湾施設における対応に関すること)	港湾局施設管理課長	箕輪 竜一	Tel 045-671-7221